

//イザッ!というとき//

# 水の備えで 強くなる

## ～災害時の水のはなし～



次ページで解説

**飲料水の備蓄について**

**Check 飲料水の備蓄は1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上**

災害で断水した場合、災害時給水所で誰でも水をもらうことができます。しかし、夜間や悪天候時には給水作業が困難になることもあります。また、重い水を自宅まで運ぶためには大変な労力を必要とします。

そのため、水道局では各家庭で最低3日分の飲料水の備蓄をお願いしています。

**Check ローリングストック法で上手に備蓄**

水道局キャラクター「はまピョン」

飲料水の備蓄方法として、「ローリングストック法」があります。飲み水などを普段から少し多めに備蓄しておき、使った分だけ新しく補充することでいつも一定の量を備蓄しておく方法です。ぜひ実践してみましょう。

YouTube 「ローリングストック法の紹介」

QRコード

横浜市 ローリングストック法 検索

**Check 職場でも備蓄を!**

災害が起きた直後は、交通機関の運行停止による混雑や落下物による負傷などの危険が想定されるため、職場から「むやみに移動を開始しない」ことが大切です。

水道局では、働く皆さんが災害時に安心して職場に滞在できるよう「職場での飲料水備蓄」を企業にもお願いしています。

**Check 水道水で備蓄ができます(くみ置き)**

①清潔な容器に水道水を口元まで満水にし、空気が入らないようにふたを閉める。  
 ②その際、塩素による消毒効果を保つために、沸騰させたり浄水器を通して入れたりせず、蛇口から直接入れる。  
 ③直射日光の当たらない涼しい場所で保管する(夏場で約3日、冬場で1週間程度が目安)。

# イザッ! というとき // 水の備えで強くなる ～災害時の水のはなし～

近年、地震の発生だけではなく、台風や風水害の被害も各地で頻発しています。いつ起こるか分からない災害に備えて、皆さんのが日頃からできることはどんなものがあるか、確認してみましょう。

**災害時給水所について**

**Check 災害時給水所は誰でも水がもらえる場所です**

災害時給水所は、災害などで断水したときに誰でも飲料水をもらえることができる場所です。主に地域防災拠点に指定された小・中学校などに設置しており、災害が起きたときは準備が整った災害時給水所から、順次給水を開始します。

3面コラムへ

**Check 災害時給水所の目印**

災害時給水所はこのマークが目印です。常設の「標識」や、給水の準備ができる時に立てる「のぼり」にこのマークが使われています。

災害時給水所について、詳しくは市ウェブサイトで紹介しています。

横浜市 災害時給水所 検索

**Check 容器や台車などを用意しましょう**

災害時給水所で水をもらうときに備えて、ペットボトルやポリタンクなどの容器と、リュックサックやカートなどの運ぶための道具を用意しておきましょう。水は重いため※自分の体力や自宅までの道のりの階段の有無などに合わせて、使いやすいものを準備しておきましょう。

※1人1日分で3kg

ペットボトルとリュックサック  
ポリタンクとカート

**Check 事前に複数の場所と経路を確認**

災害によって道路や建物などが崩れて、いつも使っている道が通れない場合があります。あらかじめ、災害時給水所の場所とそこまでの経路を複数確認しておきましょう。

地震で倒壊した家屋(2016年熊本地震)

**水道局の取り組みについて**

**Check 水道施設の更新・耐震化**

皆さんができる水道水は、水源から浄水場、配水池、水道管などの多くの施設を通って家庭まで届けられており、地震などでこれらの施設が壊れると断水する可能性があります。

水道局では、災害時でも安全な水を安定して皆さんに届けるため、浄水場や配水池の更新・耐震化のほか、古くなった水道管を地震に強い管(耐震管)に取り替えるなどの工事を計画的に行ってています。

**Check 古くなった水道管の取り替え**

市内には約9,300kmの水道管があります。水道局では、この水道管を年間でおよそ110kmずつ取り替えることを目標としています。管の布設年度・材質・埋設状況などを総合的に考え、優先順位を付けて計画的に整備を進めています。

横浜市の水道管(約9,300km)

耐震管に取り替え済み(29%)  
年間約110kmずつ  
計画的に更新

**Check 耐震管の特徴**

耐震管は、衝撃に強い材質で、管のつなぎ目に伸縮性と抜け出し防止機能があるため、地震発生時に壊れたり抜けたりしない仕組みになっています。東日本大震災でも被害はありませんでした。

**01 コラム ご自宅そばの災害時給水所**

**Check ウェブサイト**

横浜市行政地図情報提供システム内の「はまピョンマップ」で市内の災害時給水所を簡単に検索することができます。利用者登録は不要で、住所を入力すると付近の災害時給水所の場所や距離等を地図上で確認することができます。

QRコード 横浜市行政地図情報提供システム  
はまピョンマップ 検索

**Check 印刷物**

区役所や水道事務所で配布している「災害時給水マップ」でも、災害時給水所の場所を確認することができます。

区役所等で配布している災害時給水マップ▶  
なお、大規模災害発生時の給水状況は、市ウェブサイトでお知らせします。

**02 コラム 地域での応急給水訓練**

標識のある災害時給水所では、災害が起きたときに地域の皆さんに開設の協力ををお願いしています。水道局では地域の皆さんと応急給水訓練を実施し、災害時給水所の場所や仮設の蛇口の取付方法などを確認しています。この訓練で、災害時の応急給水活動を地域の皆さんの協力を得ながら行う体制を強化しています。

**Check 水道料金の使いみち**

水道事業の大部分は、皆さんから支払われる水道料金で成り立っています。

2ヶ月の水道料金が4,087円※(税込)の場合

※口径20mm、1ヶ月の平均使用水量15m<sup>3</sup>として算出

費用項目	額	割合
水道局職員の人事費	497円	(12%)
神奈川県内広域水道企業団から水道水を購入する費用	523円	(13%)
古くなった水道管の取り替えなどの費用	1,756円	(43%)
施設整備のために借りたお金の返済	649円	(16%)

Point 水道料金の約6割は、古くなった水道管の取り替えや過去の施設整備のために借りたお金の返済に使われています。

# 水源保全の取り組み

横浜市の水源のひとつに山梨県の道志川があります。横浜市は1916(大正5)年に山梨県から道志村内の山林を購入し、現在では村の総面積の36%にあたる2,873ヘクタールの水源林を保有しています。水源林の機能\*を維持・向上させるため、水道局では、100年以上にわたってさまざまな取り組みを行い、近年では民有林も含め市民・企業・団体等の皆さんとの協力を得ながら、道志水源林を管理・保全しています。

\*水源林には、「水を蓄える」、「水を浄化する」、「洪水を緩和する」という大きな3つのはたらき(水源かん養機能)があります。



## 道志水源林ボランティア事業

道志村の総面積の約6割を占める民有林の中には、人手不足などで管理の行き届かない森林があります。そこで、2004年から、市民ボランティアと協働で民有林を整備する事業を実施しており、NPO法人や市民団体を対象に、間伐などの水源林保全活動を支援しています。

NPO法人 道志水源林ボランティアの会

活動 4月～10月、月2回程度

☎ 664-3972

(火曜 13時～16時)

道志水源林ボランティアの会 [検索](#)

会員  
募集中



間伐作業の様子

## 水源エコプロジェクト W-eco・p

**W-eco・p**  
水源 エコプロジェクト  
ウィコップ

きれいな水をつくり出す豊かな森林を育み、次世代に引き継ぐために、横浜市が道志村内に所有する水源林を、水道局と企業・団体が手を携えて守る取り組みを行っています。寄附金により水源林の整備を進めるとともに、協働して水源林保全の大切さをPRしています。

W-eco・pはパートナーシップで森と水源を守るSDGsの推進につながる取り組みです。

協定企業一覧は市ウェブサイトに掲載しています [\(ウィコップ 検索\)](#)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 動画「道志水源林 森を守ることは水を守ること」

水源林の仕組みや保全活動について、道志水源林の景色とともに動画で紹介しています。

YouTube  
「道志水源林」▶

## 横浜市水のふるさと道志の森基金

市民や企業の皆さんからの寄附などを基金に積み立てて、道志水源林ボランティア事業の活動資金に活用しています。ボランティア活動に直接参加できない人も寄附という形で水源保全の取り組みにご参加いただけます。なお、寄附をされますと、個人の方は横浜市へのふるさと納税として税額控除が受けられます。

[横浜市水のふるさと道志の森基金 検索](#)

ボランティア事業・道志の森基金に関する問合せは  
浄水課へ ☎ 671-3544 fax 212-1158

W-eco・p(ウィコップ)に関する問合せは  
公民連携推進課へ ☎ 671-3084 fax 212-1169

## 水道局からのお知らせ

### ▶ 水道料金・下水道使用料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により、料金のお支払いが困難な方には、最長で4ヶ月間支払いを猶予する制度があります。

詳しくは水道局お客さまサービスセンターにお問合せください。

### ▶ はまっ子どうし The Water

「はまっ子どうし The Water」は、道志川の清流水を詰めたボトルドウォーターです。長年ご愛飲いただきましたが、令和4年度の秋頃をもって販売を終了する見込みとなっています。それまでの間は引き続き販売しておりますので、ご注文はインターネット受付か水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。

ネット注文はこちら

[\(はまっ子どうし 検索\)](#)



水道に関する問合せは、24時間365日いつでも  
**水道局お客さまサービスセンターへ**

お引っ越しに伴う水道の利用開始・中止の連絡をお忘れなく

はちよんなな  
**847-6262** fax **848-4281**

おかげ間違いのないようご注意ください  
※インターネットでも水道の使用開始・中止のお申込みができます。

[\(横浜 水道手続き 検索\)](#)

本紙の内容について市ウェブサイトでアンケートを行っています。  
ご協力をよろしくお願いいたします。(2022年3月11日まで)



編集・発行

横浜市水道局総務課

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
☎ 671-3108 fax 212-1155

